

## 中期計画 記載項目比較表

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 (第5期)	地方独立行政法人 秋田県立療育機構 (第4期)	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター (第4期)
中期計画の期間	中期計画の期間	中期計画の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間	令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間	令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
<p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 施設入所利用者の地域移行の推進</p> <p>① 地域移行のプロセス</p> <p>② 日中サービス支援型グループホームの設置・運営</p> <p>③ 情報発信の実施</p> <p>(2) 高齢の施設入所利用者に対する支援</p> <p>① 医療と福祉の連携による重度・高齢化が進む施設入所利用者への支援の強化</p> <p>② 効果的な日中活動の提供</p> <p>③ ニーズに対応した生活環境の整備</p> <p>④ 専門性の向上等</p> <p>(3) 著しい行動障害を有する者等への支援</p> <p>① モデル的支援の提供</p> <p>② 関係機関との連携</p> <p>③ 医療と福祉の効果的な連携</p> <p>④ 効果的な人材育成</p> <p>(4) サービスモデル等の構築と普及</p> <p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究テーマの設定</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制の充実</p> <p>ア 方針・内容の協議</p> <p>イ 業務の計画的・効率的な実施</p> <p>ウ 調査・研究の健全性・公平性の確保</p> <p>(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用</p> <p>ア ニュースレター及び研究紀要の発行</p> <p>イ 有償刊行物の発行</p> <p>ウ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告</p> <p>エ 研究成果のわかりやすい情報発信</p> <p>オ 研究データの管理・利活用</p> <p>(4) 評価における指標</p> <p>3 養成・研修</p> <p>① 研究会及びセミナーの開催等</p> <p>② 実務研修の実施・実習生の受入れ</p> <p>4 援助・助言</p> <p>ア 専門性の高い援助・助言の実施</p> <p>イ 研究会等への講師派遣</p> <p>ウ 知的・発達障害者支援施設等への職員派遣</p> <p>エ 援助・助言事例の情報発信</p> <p>5 その他の業務</p> <p>(1) 診療所の運営</p> <p>(2) 発達障害児・者の支援</p> <p>① 切れ目のない支援の実施</p> <p>② 保育所等への訪問による助言</p> <p>(3) 地域の障害者に対する短期入所、就労支援、日中一時支援など地域生活の支援</p>	<p>1 質の高い療育の提供</p> <p>(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供</p> <p>① 各診療科連携による適切な医療の提供</p> <p>② 肢体不自由児や重症心身障害児に対する適切な療育の提供</p> <p>③ 児童発達支援センターの中核機能強化</p> <p>④ 訪問療育指導、外来療育指導、療育技術指導等の実施</p> <p>⑤ 在宅の重症心身障害者及びその保護者に対する支援</p> <p>⑥ 在宅の障害児・者に対する療育指導</p> <p>⑦ リハビリテーション、保育所等訪問事業等の取組</p> <p>⑧ 障害児の成長・発達に応じた成人期移行支援</p> <p>⑨ 専門的な調査・研究</p> <p>(2) 療育従事者の確保・育成</p> <p>(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供</p> <p>(4) より安心して信頼される療育の提供</p> <p>① 組織の強化、職員の育成、運営の透明性等</p> <p>② 虐待防止対策</p> <p>2 地域療育への貢献</p> <p>(1) 地域の療育体制の支援</p> <p>(2) 地域療育医療拠点施設等の拡充と連携の強化</p> <p>(3) 技術的な助言や知識の共有</p> <p>(4) 療育情報の発信、講座等の開催等</p> <p>3 ライフステージに応じた総合相談</p> <p>(1) 療育、教育、就労等あらゆる相談への対応</p> <p>(2) サービス利用希望者の支援</p> <p>4 専門的な支援を必要とする障害児・者への支援</p> <p>(1) 「秋田県発達障害者支援センターふきのとう秋田」による総合的支援</p> <p>(2) 発達障害の特性等の理解促進のための普及啓発</p> <p>(3) 「秋田県医療的ケア児支援センターコラソン」による総合的支援</p> <p>(4) 医療的ケア児の理解促進のための普及啓発</p> <p>5 個人情報適切な管理</p>	<p>1 高齢者の健康長寿を支える医療の提供・普及</p> <p>(1) 健康長寿を阻害する疾患等に対する高齢者医療の提供</p> <p>ア 血管病医療</p> <p>イ 高齢者がん医療</p> <p>ウ 認知症医療</p> <p>エ 高齢者糖尿病医療</p> <p>オ 高齢者の特性に配慮した医療</p> <p>(2) 地域における公的医療機関としての取組</p> <p>ア 救急医療</p> <p>イ 地域連携の推進</p> <p>ウ 災害・感染症等の緊急事態への対応</p> <p>(3) 安心かつ信頼できる質の高い医療提供体制の確保</p> <p>ア 安全で質の高い医療の提供</p> <p>イ 患者中心の医療、患者サービスの向上</p> <p>2 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究</p> <p>(1) 高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究</p> <p>(2) 高齢者の地域での生活を支える研究</p> <p>(3) 老年学研究におけるリーダーシップの発揮</p> <p>(4) 研究成果の社会への還元</p> <p>3 法人の資源を活用した政策課題への対応</p> <p>(1) 介護予防・フレイル予防の取組</p> <p>(2) 認知症との共生・予防の取組</p> <p>4 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成</p>

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 イ 運営費交付金以外の収入の確保 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 イ 地域の社会資源・公共財としての活用 3 合理化の推進	1 効率的な運営体制の構築 (1) 管理体制の充実 (2) 効率的な業務運営の実現 2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 3 収入の確保、費用の節減	1 地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化 2 適切な法人運営を行うための体制の強化
<b>財務内容の改善に関する事項</b>	—	<b>財務内容の改善に関する事項</b>
1 自己収入の増加 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	—	1 収入の確保 2 コスト管理の体制強化
<b>予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</b>	<b>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	<b>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>
<b>短期借入金の限度額</b>	<b>短期借入金の限度額</b>	<b>短期借入金の限度額</b>
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	出資等に係る不要財産等の処分に関する計画	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
<b>剰余金の使途</b>	<b>剰余金の使途</b>	<b>剰余金の使途</b>
—	—	<b>料金に関する事項</b>
<b>その他業務運営に関する重要事項</b>	<b>その他業務運営に関する重要事項</b>	<b>その他業務運営に関する重要事項</b>
1 施設整備や改修等 2 内部統制強化への取組 ア 内部統制の体制 イ 業務の進行管理 ウ リスク回避・軽減への取組 エ 業務内容の情報開示等 オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 カ 新型コロナウイルス感染症等への対策 3 情報システム 4 第三者から意見等を聴取する場の確保 ア 運営懇談会の開催 イ 第三者評価機関による評価	1 施設及び設備の整備に関する計画 2 防災・防犯対策の推進 3 人事に関する事項 4 職員の就労環境の整備 5 障害者差別解消の取組 6 中長期的な視点での経営管理の強化 7 積立金の処分に関する計画	・ 法人運営におけるリスク管理の強化
<b>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	—	—
—	—	施設及び設備に関する計画
—	—	積立金の処分に関する計画

※一部は神奈川県が要約した項目名を記載している